

中世後期
ドイツ社会史研究序説

増田

阿部謹也

Ay3-25

学 業 課
昭和38年7月13日

中世後期東ドイツ社会史研究序説

目次

問題の所在——方法論に代えて—— (1)

中世後期東ドイツにおける集落の変貌

ルター派浸透の社会・経済的基盤

一 小稿の目的と地誌的考察 (39)

二 騎士修道会支配と植民 (59)

カトリック社会秩序の建設

三 旧秩序の崩壊 (151)

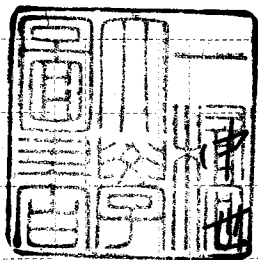
十五世紀

四 グーツヘルシャフトの形成とルター

主義の導入

(237)

新しい体制の確立



後期東ドイツ社会史研究序説
問題の所在——方法論に代えて——

自己と対象との交渉を意識しつづける限り、
歴史研究は、常に一種の信仰告白という形を
とらざるを得ない。私は学部卒業以来五年間、
ドイツ中世後期の歴史の中に入り込もうと努
力を続けてきたが、その尚終始研究生活の底
にあってそれを規定せんとしていたものは、
ドイツ中世後期と現代との半ばを結ぶ日は何

か' という内であった。勿論この内の立て方は論理の顛倒がある。現代における自分の問題があつて、それから対象としてのザツへに向う、というのが常道かもしれない。しかし私の場合は、最初の動機はとに角、ドイツ中世後期という時代のなかに入り込むことによつて自分の問題を探し出す以外に方法がなかつた。この五年間は、わばその探索の時代であつたともいえる。修士課程卒業論文には、これはこの二つの道が相並んだまま交わらずに

終つてゐた。即ち、一方において西ドイツ歴史学界における一面的な中世後期東ドイツ史の成果を研究者の置かれてゐる時代的な背景によつて内面的に理解しようとする試みと、それらの研究の推積のなかには自ら入り込むことによつてザツへそのものにするやうとする試みとが並存してゐたのである。

従つて博士課程に進んでからの私の課題は、歴史学者だけでなく、西・東ドイツに生まれるものが当面してゐる、又は当面しなければな

の社会変動のビルトを描いてみようとしました。
 ところがそこにおいて私は宗教改革・ルター
 主義の東ドイツへの浸透という問題にぶつ
 った。
 十五世紀から始まる社会変動が東ドイツに
 もたらしたものは政治的にはポランドとの
 戦によるプロイセンの孤立化と衰弱、従って
 ランデスヘルシャフトの崩壊であり、経済的
 にいえば農村共同体、又は集落の破壊と共同
 体成員のグーツヘルへの人格的隷属であった。

らない現実の諸問題を一方において探る作業
 と同時に、彼地の研究者の成果を批判的に撰
 取し、更に史料に即して中世後期という時代
 について自分なりのビルトを描くという作業
 を行ない、しかも前者と後者が互いに結びつ
 く接点を探し求めることにあった。ガツヘに
 向うにはまず何よりも原史料に当ることが唯
 一の支えであるから、私はまずプロイセンの
 一領域における十四世紀から十五世紀に至る
 迄の集落単位の史料集成を行ない、三世紀向

これは学説史上で例えればグーツヘルシャフトの形成であるが、そのような社会変動に際してランデスヘルヘルトツォイク、グーツヘル、農民など三者の精神的支えとなる。たものが他ならぬルター主義であったのである。ヨハン・ゴットフリート・ヘルダーも久プロイセンに宗教改革が導入された速きは他に例がない。ドイツ騎士修通会総長がその修通会の衣冠をぬぎ捨ててるや否や全国民はルター派への改宗に賛成した。彼等はあたかも古来の信

仰に候るが如くであったと述べている。東ドイツ諸侯のうちでもプロイセンのヘルツォーク・アルブレヒト・フォン・ブランデンブルグはキリスト教世界の東端に位置する修通会国家を率い、国民国家の抬頭してくる十六世紀にあってドイツ人としての自覚とカトリック修通会総長としての義務という相容れないもの向で苦しまなければならなかった。本末皇帝と教皇という中世々界の二つの極の向に生まれ、それ故に中世的存在であった。

た騎士修道会国家にとつて、すでに十三世紀後半には支柱の一つである皇帝権は弱まり、世俗生活において東独植民の終末と共に自らの経済力と政治力によつて道を南拓せざるを得なかつた。更にそのうえに、十五世紀以来抬頭しつゝあつたポイランド・リタウエンのこの抗争において教皇からの支持も失なつた。バルト海への進出を狙うポイランドとの、修道会の存亡をかけた争ひにおいて修道会はドイツ諸侯、皇帝、教皇の支援をおねたが得ら

れなかつた。時代はすでに修道会国家といふ中世的存在を許さず、アルプレヒトは世俗公国への宗教改革を行ない、ドイツにみける最初のプロテスタントランテスキルヘを創り、ポイランド王の授封を受けた。このようなる変動期に身を置いたアルブレヒトにとつては、教皇を頂戴とする救済のヒエラルヒーとしてのカトリック教会組織ほどフレムトなものではなかつた。彼が求めたのは総長としての政策決定に際しての助言と、新しいラントを

創つてゆく際のヘルツォークとしてこの存在根
 據だつたのである。本来修道会国家は選挙に
 よる総長、並びに参事会による中央行政と、
 行免自由なユートウトルという下級官際によ
 る地方行政との二つの軸で運営されて来たが、
 十五世紀初頭にはすでに総長が大きな権力を
 累積して来たし、当世紀後半になるとユート
 ウトルも社会・経済上の変動を利用して在地
 化して行った。こうして旧来の修道会の会則
 は有名無実なものとなり、戦乱の後ラントを

依りあげ、維持してゆく厚にはカトリック修
 道会の会則とは違つた原理が求められなけれ
 ばならなかつたのである。マルチン・ルター
 がアルプレヒトに書き送つたラント再建の意
 見書はまさにその原理を与へるものであつた。
 孤立したプロイセンを率ひ、四面楚歌のうち
 にポーランドと戦わなければならなかつたア
 ルプレヒトはウイッテンベルクにルターを討
 ね、精神的にも安心を得ることが出来たので
 ある。自らの信仰によつてのみ義とせらるゝ

という教義は、孤獨な魂にとつて、これ程救い
 となつたことであらうか。
 農村集落を構成するグーツヘルと農民にと
 つても似たような問題が起つた。十四世紀末
 迄のプロクセンでは修道会とリウラントスヘ
 ルとその官僚であるコムトルによつて中
 央集権的行政がしかれ、あらゆる農民はラン
 デスヘル直屬であつて、中間勢力としての貴
 族はまだ小さな存在であつた。農民と身分上
 の貴族（騎士）との間は流動的であり、騎士

の所領も農民のそれとほぼ同規模であつた。
 しかし、十五世紀になつて様々な原因で在地
 化したコムトルやリポランド戦を契機
 に定着した傭兵隊の長などのグーツヘルの先
 駆者の成立は、ランドネスヘルシャフト崩壊の
 原因ともなり結果ともなつた。彼等は、ラン
 タイクを囲ま、国政の主導権を握るに至つた。
 こうして十五世紀中葉迄は皇帝・教皇を背景
 にした修道会の支配のもとで微々たる存在で
 しかるゝた貴族層が前面におどろ出ること

12 年 づ た 。 彼 等 は 十 五 世 紀 中 葉 に は じ ま る 貨
 幣 価 値 の 下 落 、 農 村 の 激 増 、 穀 物 価 格 の 上 昇
 と い っ た 一 連 の 経 済 ・ 商 業 的 原 因 か ら 当 初 は
 止 む を 得 ず 自 己 経 営 を 振 げ 、 後 に は 多 く の 集
 落 を 傘 下 に お さ わ る グ リ ツ ベ ル ク ・ 封 鎖 的
 行 政 ・ 経 済 圏 を 形 成 し た 。 ち よ う と エ ル ベ ン
 辺 の 領 邦 君 主 連 が ル タ ー 主 義 の 思 想 を 背 景 に
 し て 領 邦 國 家 再 建 の 道 を 根 據 づ け 、 絶 対 主 義
Duodezshapostemus へ 移 行 し て い っ た よ う に プ
 イ セ ン ぞ ば グ リ ツ ヘル 遠 が ル タ ー 主 義 に よ っ

て そ の グ リ ツ ベ ル ク に お け る 諸 特 権 と 家 父
 長 的 専 制 ' 再 版 農 奴 制 の 根 據 を 得 た 。
 農 民 に と っ て は 事 情 は 多 少 異 な る 。 十 三 ・
 四 世 紀 に 東 へ 移 住 し て 来 た 東 ド イ ツ 植 民 者 も
 原 住 ス ラ ヴ 人 や プ ロ イ セ ン 人 も 植 民 期 に は 有
 利 な 法 を 与 え ら れ 、 ド イ ツ 人 集 落 の 全 体 ' 更
 に 少 数 の ス ラ ヴ 集 落 も 西 ド イ ツ や 低 地 オ ラ ン
 ダ か ら も 左 ら じ ゐ た 旧 来 の 法 団 体 で あ る 村 落
 共 同 体 を 構 成 し て い た 。 教 会 と 村 の 法 を 中 心
 と す る 久 日 常 生 活 の 少 秩 序 へ ハ イ ン ツ ペ ル へ

としての集落生活がここでも営まれはじめて
 いたのである。しかし十五世紀の社会・経済
 変動は農村にも大きな変化を余儀なくさせた。
 戦乱その他の原因による廢棄ブーフの激増、
 人口の減少、更に上述の騎士層の抬頭と期を
 一にして、所領分割売買の激化によつて、
 当世紀末には多くの集落の共同体的生活は失
 なわれた。半数以上の集落には領主の直營地
 が生まれ、そこで賦役勞働の強化によつて
 農民の三圃農法による共同耕作秩序は破られ

つた。ここにおいて農民は十四世紀植
 民期に与えられた良好なハンドフエスを手引
 合に出してグーツヘルと争うに至る。しかし
 十五世紀後半から十七世紀にかけて、グーツ
 ヘルはルター主義の導入によつて極端な場合
 には教会を破壊してまで古い共同生活の基盤
 を破り、集落構成員を個別的にとらえ、
 中々体僕領主となつてゆく。従つて古い共同
 体の法は有名無実となり、それには代るものと
 してルター主義の精神を土台にしたラント規

制'ポリツアイオールドフクが与えられ、宗教的には農民は古リカトリック教会員からルター派教会員となつてゆく。これらの経過は農民の場合には終始受動的に行なわれ、インフィアティグは常にグーツヘルにあるたことはいうまでもない。

ルターの教義は本来中世的修道院の一僧侶の救済の確かさについての悩みから生まれたものとは、いへ、その *cola fide* の理念はそれぞ

れ受入れられ側の様々な立場を越えて、エルベ

以東ドイツの農業園、特に強固な村落共同体の欠如した大農場領主制の基盤において適合的な社会教説となつていったといえる。西南ドイツでは村落共同体は人種的^(民族)に從つて社会的にもホモジエナスな構成を示し、後代まで強く、それがルター主義の浸透を拒否した最大の原因であつたと考えられるが、同じプロイセンでも小農民経営が後代迄維持され、グーツヘルシヤフトの形成をみながつたエルクランムにはおいてはルター主義の導入がみられ

なり。一九三九年の調査では住民の八五〇
 九二%がカトリックに属し、他チエルムラン
 ドに隣接してゐる地域・モールンゲン・オス
 テル・テには含まれず、アイラウデはグーッヘ
 ルシヤフトの形成が顯著であるが、ここでは
 住民の九三%がプロテスタントであ
 ったといふ事實はあまりにも見事にこのシエ
 ーを裏づけてゐる。ルターの *sola fide* の理念
 は周知の通り日キリスト者は一人の自由な主
 人であつて、あらゆるものの上にはあり、何人

にも従属しなれば、日キリスト者はあらゆる
 ものに奉仕する従僕であつて、何人にも奉仕
 するはとらう二つの命題を背後にもつてあり、
 根本的にはこの二つの命題からルター主義に
 おける国家・公権の独立とらう結果が生まれ
 る。そして後期ルター派においてはトレルケ
 が述べてゐるように日中央政府とそれに従属
 する官僚——両者が神を代表し、神の許しに
 よつてその任務を果す——への無条件の服従
 ↓(Ⅱ五五三頁)とらう考へになつてゆく。

ヒカイトも教皇的オプリヒカイトもこれをな
 し得ず、キリスト教的オプリヒカイトのみが
 これをなし得る。……国家は教会から解放
 されて全く世俗的、……時には異教的にすらな
 るか、又は前よりもキリスト教的となる。こ
 れが宗教改革におけるすべてか無かれとい
 う意味での二義性であり、かつてのカトリツ
 ク世界をキリスト教化するか、それとも世俗
 化してしまいか、という二義性なのである。
 こうしてあきらかにオプリヒカイトと信仰の

カルターにとつてオプリヒカイトそれ自体は
 中立的なものである。例えそれが福音主義的
 なものであると、教皇的、更にマホムツト
 的なものであると人は服従しなればなら
 ない。皇帝がトルコ人であろうと従わなけれ
 ばならぬ。だから皇帝が教皇主義者であつ
 ても同じである。……従つて国家は、この
 地上を自己の帝國とはしなないキリストの福音
 とは何の關係もない。しかし国家は福音に仕
 えなければならぬ。しかるに回教的オプリ

向に不確実なモメントが入り込んだ（ハイ
ンペル）。一九三八年にスイスのカール・バ
ルトがナチ政権をめぐるキリスト者の動きに
ついて述べているなかで、特に私は福音教会
から独立し、それと接触しないうちに自己決定
の権利を国家に与えていようとするルター
派の教説をこれまで決して承認しようとはし
なかつた」と述べているのも、この時代は迄
さかのぼる教義上の歴史的背景をもつてい
るところで、この突に現代の東・西ドイツが

直面していよう極めて重大な問題との接点があ
られる」と私は考へる。マックス・ウー
バーが日宗教上の諸運動の力がはじめて、そ
れのみとはいえないが何よりもまずそれが、
今日われわれの感じていようあの差異（ドイ
ツ人とイギリス人との性格上の差異）を生み出
したのである」と述べたとき、彼はドイツ人
全体を大まかに表現していようのだが、私は特
に十八世紀以降ルター一派に改宗した東ドイツ
にフリーデ述べる。この地域にも反宗教改革の

波は押しよせ、例えはシユレジエンではカト
 リツクの攻勢がすぐには始まり（一五七四年）
 プロテスタントに留まらず者はプロイセン王
 国によろ占拠に至る迄サクセン、ブランデン
 ブルグなどに国境を越えて礼拝に赴かぬはな
 らなかつたという。しかし全体的に見るとき
 現在の東ドイツはプロスタント、特にルタ
 ー派の地盤である。そしてそれはセクトの
 内題や十九世紀前半に於ける新秩序をめぐ
 る争いはあつたにせよ、教義の主な実は一八世

紀の宗教改革によるものと言つてよいだらう。
 そして私の知る限りでは東ドイツに於いても
 国民の大多数は、まだに教会と縁が切れてい
 るわけではなからぬ。東ドイツでは人の八二%
 がルuther教員で十一%がカトリック
 ク、西ドイツでは五一%がルuther教員で
 四四%がカトリックである。しかしF.G.
 一九六一年の調査によると、例えこれらの教会
 員が形の上では教会から縁が切れていないとし
 ても、彼等の生活を無意識の領域に於いて支

えてゐるものは長い伝統をもつキリスト教、
 特にプロテスタント、テイズムであることはほと
 んど疑いのないことであろう。ところで現在
 の東ドイツが直面してゐる最大の問題の一つ
 は、勿論ここで私の価値判断が介入してくる
 わけだが、国民の大多数を以てして社会主
 義政権による国家建設に積極的に参加させて
 ゆくか、という点にある。従つてここでプロ
 テスタント、テイズム、特にルター主義の教義と
 国家・社会との関係があらためて内い直され

なければならぬ。キリスト者にとつては、
 キリスト者であるということと社会主義社会
 の建設とはどのような関係に立たねばならぬ
 いか、という問を通じてルター派の教義自体
 を再検討するという課題となり、専政者にと
 つては、キリスト者を如何に社会主義社会の
 建設に方向づけるか、という問を通じて人向
 生活一般の向上という社会主義の理想をキリ
 スト教の教義との関係において再確認して中
 くと、いう作業が要求されるだらう、この内題

は実は東ドイツだけの内題ではない。西ドイツのキリスト者が同じ内題を考へぬことはよつて、キリスト者の社会的役割と東ドイツにおけるその生活^{生活}理解する緒にはもなり得るからである。もとよりこの点についてはエツコフのロムドカ教授、スイス、カール・バルト、西ドイツのマルケ・ニールなどによつて様々な手段で説かれてゐる。西欧の事情に疎い私にとつては現在の事態を理解し、私なりの判断をなし得る厚に、まず宗教改革

期におけるルター主義と社会諸制度との関係に ついて考へてみたいと思ふ。内題は今のべたように極めて素朴な形で出されてゐる。しかし内題にこゝろの内容は困難かつ厳しいものである。安易な解答は避けなければならぬ。ここで再び先の内題に依ると、出来るだけ正確な解答を出し、自分なりのビルトを描く厚には何よりも事態の客観的な把握が前提とならなければならない。ルターの教説そのものに ついては今迄各方面からの研究があつて枚

とにした。東ドイツ社会・経済史の叙述を行
 なうには、その一部分に於いては十九世紀
 以来ドイツ国民経済学の形成過程で作られ
 きた諸概念を援用しなければならぬ。とり
 わけるルター派導入の社会的基盤となつたグ
 ツヘルシャフトの形成に於いては東・西ド
 ツにおける農業利度上の二元制の内題とし
 て、更に東ドイツ国境における *Deutschstum* 維持の内
 題として、そして予二次大戦後は一九四五
 年の土地改革の阻止的要因として、その時々の

率に於いては、東ドイツに於けるが、東ド
 ヲイ主義が浸透して来た原因、その社会・
 経済的基盤に於いての研究は比較的少ない。
 勿論東ドイツの社会・経済史研究は専門分野
 として、はモログラフイの多い領域であるが、
 ルター主義との関連に於いて述べようとした
 ものはほとんどない。そこで私は止むを得ず
 自ら史料操作を行ない、まず基礎的事実とし
 て、ルター主義の浸透を容易ならしめた集落
 の変貌に於いて若干の考察を行なつてみるこ

以上の内容を、あるいはわゆる宗教改革史研究に属するものであるから、最後に東独におけるこの分野の研究についても展望しなければならぬところである。しかし残念なことに私にはあまり材料がないので、寺尾氏の紹介を手引にしてみると、その限りでは東ドイツにおけるルター主義の問題、更にキリスト教のドグマ自体の問題も少なくとも歴史研究者の関心の対象にはなっていないように思える。

一九六〇年にヴェニゲハイテで行なわれたド

関心に基づいて研究がなされてきた。しかし、これらは私が当面してゐる問題とは程々が異なるので、これらの研究史の全体をフオロースする必要はない。ただここではこれらの研究史のなかで作られたグーツヘルシャフトという概念を使用する際に、私の関心に合せ、特にその反共体的・ヘルシヤフトツヒな性格と、家長的支配形態を問題にすれば足りる。従来、社会・経済史との接点は主としてそこにおかれる。

イツ歴史家協会中世史部会の第一回（一九二七年）
 四世紀の都市における人民運動にも第一回（一九二七年）
 マンハイムに於ける初期市民革命にも第一回（一九二七年）
 当然市民革命におかれ、宗教改革もそれを基
 準にして評価されてゐるにすぎない。従つて
 宗教改革の社会史的な意味、即ちルターによ
 つてはじめてられた宗教観がどのような国家・
 社会構造に根ざしてあり、更にそれによつて
 ドイツ人の国家・社会観がどのような規定さ
 れ、現在に至つてゐるか、についての考察は

寺尾氏の整理による限り全くみられるによ
 うに思ふ。この問題については、思想史、宗教
 史の分野からの発言があるかどうかは今のと
 ころ解つてゐない。

言わずもがなの述懐をしてきたが、以上は
 本来ならば研究の成果としてのみ表現すべき
 ものである。大学院の五年間はただ研究の見
 通しと基礎を得ることには費したけれども、実
 際には研究の成果を発表する段階には至らな
 った。この論稿は全体が、果してなかつた試

そのシユパールを示しこりる。

* Matern, Gerhard: Die rechtlichen Verhältnisse in Emmental während des späten Mittelalters. Festschrift 1953.

* Habatck, Walter: Zur altpreußischen Chronistik des 16. Jahrhunderts. Archivische Zeitschrift. 50/51. 1955.

中世後期東ドイツにおける集落の変貌

—— ルター派浸透の社会・経済的基盤 ——

(一)

小稿の目的と地誌的考察

ケーニヒスベルクを東端とし、バルト海岸を西に亘がうてゐるプロイセンの領域は古くから様々な問題を歴史に残してきたが、社会経済史学においてはそのメクレンブルグと並んでグーツヘルシャフト研究の古典的な地として有名である。古くはギユスターフ・オーバン

最近ではF・L・カーステン、モルテンセン等の研究によつてプロインセンにおけるグロイツヘルシヤフト形成の基本的諸事實はかなり明らかにはされた。その限りにおいて、私達もこれらの諸研究の上にならざる限り、一歩も進みこたは出来なかり。しかし、農業における資本主義の成立とか、再版農奴制の確立を論証するといふような肉心から一応離れて、本来の大多数の人口の生活の場であるところの集落において、こういふたグロイツヘルシヤフトの

成立は人々の生活と心情にどのような変化を生み出すに至つたか、その具体的な在り方はどうであつたか、というような素朴な問を出すならば、今迄の諸研究は単に理論上の要請に基づいて仮説とか条件とりつた形でしか答へにくくなる。ことに氣付く。例として、説明がなされてゐる場合でも、具体的な一領域における一定数の集落群の歴史の変貌のピクトといふような超概念的な説明は全くない。こゝろが概念自体よりも、

しるそれを媒介にして具体的な人向生活の場
 をまのあたり見たい」というのが私の肉心な
 のである。従ってどうしても一領域における
 史料集成を自らやらねばならなくなった。そ
 こで選ばれたのがクライス・オステロにて
 ある。そこには集落単位の史料集がある。と
 いう貴重な事実によつてまことに^拾好の地とな
 った。オステロは面積約一千平方キロ
 内に一九二五年現在で集落二〇七ヶ所を包括
 し、このうち一二ヶ所はすでに十四世紀に

成立していた。私が調査対象としたのはその
 うち場所が地図上で確認出来た一五〇ヶ所
 であるが、このような領域を選ぶ場合すぐに向
 題になるのは、このオステロがプロクセ
 ンデはどのような地位を占め、そしてグーツ
 ヘルシャフト研究においてどの程度東ドイ
 ツ全体を代表し得るか、ということであろう。
 その際の社会的諸条件については本論で扱う
 ことにして、ここではまず自然的諸条件を展
 望しておこう。

はほとんど低地で三百米を越えるところはほとんどもポツメルの最高
 とんどなリ。私が扱うバルト海岸南部は比較
 的森林が多いが、それでもポツメルの最高
 ニ五〇m、東プロイセンのケルンスドルフ高
 地、三一三mとまりである。
 氣候からみると東ドイツはアトランティック
 クな氣候と大陸性氣候との過渡的地位を占め
 ている。バルト海岸沿岸は比較的温暖だが、シ
 エレシエンや東プロイセンでは最高、最低氣
 温の差がすでに大陸性氣候の長を示している

大きくみれば、東ドイツはウラルからカレ
 ー迄のびてゐるヨーロッパ北部の低地の一部
 をなし、エルベ河を西端とし、バルト海が南
 へ大きく曲つてゐるシユテティンからカルバ
 4ア山脈とそれに連なるエルツ山脈の北端に
 位置するゲルリッツの約二百キロ、それから
 東へ行くにつれて広がつてゐるじょうご形を
 した地帯を言う。南端のシユネーコフベヘー
 エ。三三m、グラブア、リシユネーベルク、一
 四二五m、ホーヘオイレ、一〇一四m、以北

テンブルグでは七月十日と一エ日、ステイテ
 冬播裸麥の穫入れはシユレジエン、東ブラン
 は春は五月廿日と廿二日の間、ヤック、
 ドウガルトガルベン、ケルン、ドルフ高地で
 側では一週向違、メルメル、ザムラン
 テ、テイ、ン、トル、ン、マル、キ、ニアを結ぶ線、の北
 月、エ、日、か、ら、十、二、日、の、間、リ、ユ、ー、ベ、ツ、ク、イ、シ、ユ
 東、ブ、ラ、ン、テ、ン、ブル、グ、南、東、ポ、ン、メル、ン、では五
 ゴの花の南花と共に訪れる。シユレジエン、
 ラに十分な期間がある。東ドイツの春はリン
 ゴの花の南花と共に訪れる。シユレジエン、

る。ケルジツトで一月にマイナス三七、エ、
 トロイガルクで一月にマイナス三、エ、
 プロスカウで七月末に四〇、ニ、
 は東ドイツ全体で大凡五五〇、
 十分な量であるが、場所によつては四五〇、
 mを下ることもある。しかし冬にはほとんど
 が雪となつて降り、厚い層をなして積り、冬
 播の種子を厳寒から守る役を果してゐる。農
 業には植物の生長期向が重要だが、東ドイツ
 では穀物の穫入れ後は *Grüschtenfruchtbaa* を行な

ン地方では七月十七日、東ポナムルン、
 プロイセンでは七月の末にはじまり、延つて
 年内の農繁期は約七週向に集中されてしまふ。
 東プロイセンや東ポナムルン南部では冬の向
 一三〇日は耕作不能となり、中央ポ
 ナムルン、オーベルシエジエでは一ニ〇
 一三〇日、東ドイツの他の地方では一〇
 一ニ〇日が冬季に耕作不能となる。

次に地質からみると東ドイツは主として泥
 灰土 *Mergel*、混砂粘土 *Lehm*、粘土 *Ton*、砂 *Sand*

からなりたち、南端の山地に至る迄は積世の
 氷河の結果出来たものである。内陸氷河がス
 カンデー、ナヴ、ア諸地方から鉾石物質をもた
 らし、それらはまとまつて沈澱してつた。

後になつて風や水の厚に腐植土が上を覆ひ、
 そこに植物が生えた。延つて東ドイツ全体と
 しては大きくいへば均質的であるが、個々の
 地域ではかなりの差がある。大まかにいへ
 ば中部は漂白土 *Podsol*、北部と南部は灰白、赤
 色、粘土質の *Waldboden* となつてつる。潤葉樹

林、針葉樹林は十二、三世紀に南壘土小左が南部には耕地は少なり。それに反してメーメル、ワイクセルその他の河口附近に是在する濕地帯、沼澤、泥炭地は耕作には非常な困難が伴ったが極めて肥沃であった。個々の地域は氷河の退化の仕方によつて違つた様相を呈し、ポツメルンやバルト海岸では岩石地帯や砂利、砂地域、粘土質の地域に分れ、肥沃度はかなり異なる。ここではかなり集約的な農耕によらなければ豊かな収穫はあげられな

った。東プロイセンなどでは相当集約的な農耕が行なわれている。最も肥沃なのはオーデル河のグライフエンハイゲン、ケーニヒスベルク、ノイマルク等の地帯である。小麦、大麦、甜菜の栽培が肥沃な土地のメルクマールとなり、ライ麦、馬鈴薯の栽培がやせた土地のメルクマールであるとするれば、東ドイツ各地の兩種の栽培比率は次の通りとなる。シエレジエンでは肥沃度セー、八、四、一、地ミ、ニ、九、〇、東プロイセンでは八、四、一、

次の通りとなる。

	東プロシヤ	東プロシヤ 9-7209	プロシヤ	東プロシヤ 1914/15年	1937年度の プロシヤ全体
森林	19.5	31.2	26.8	26.0	22.6
未墾の沼澤地	0.20	1.295	9.28	29.43	129.40
その他	1.2	0.8	0.1	0.8	0.8
(湖沼 道路等)	11.1	10.1	4	8.9	10.9
農業に利用せらるる面積	40.8	41.6	30.9	11.33	50.97
そのうち耕地	68.2	57.9	64.2	63.2	60.7
東プロシヤ全体の平均	25.16	24.01	22.22	21.39	25.37
プロシヤ全体の平均	40.1	46.3	57.9	48.3	40.8
1937年度のプロシヤ全体の平均	35.2	33.7	31.1	10.0	
プロシヤ	8.8	8.6	2.8	25.0	10.0

Kulturamtenverhältnisse 1938

(上段 90. 下段 40)

G. Heyn: Ostpreusslands Landwirtschaft und ihre Über-
schritte. Bonn, o. J. 1902. Anlage 13.

以上の自然的条件に因する限り、東プロシヤのオーストリアを東ドイツ全体において特にきわだつて特殊な地域と見做すことは出来ない。ただ以後の叙述にあつては以上の諸点、特にドイツ本国との一般的相違を十分に留意しておく必要がある。こういふ自然環境のなかにはかなり古くからバルト民族のプロジェクトン人が居住して来た。十二・三世紀

になつて東ドイツ植民の流れと共に数多くの
 ドイツ人がこの地に流入してゆくが、その時
 から東ドイツはドイツ史、更にヨロバ史
 に組み入れられることになり、こうして原住
 プロイセン人とドイツ人、更に兩者と自然環
 境の間に一つの社会関係が設定されるが、そ
 の社会関係の変化を十文世紀末迄述べてみよ
 うというのがこれからの課題なのである。
 本節の叙述にあつて使用した文献は次の
 通りである。

Rhode, Gotthold, hng. von: Die Ostgebiete des Deutschen Rei-
 ches. Wüzburg 1957. 4. Aufl.

Natürliche Grundlagen v. Herbert Schluger.

Ostdeutschland im Altertum. v. Wolfgang de Braune.

Kuhn, Walter.: Deutsche Ostriedlung in der Neuzeit.

Wüzburg 1955. I. II.

Göttingen Arbeitskreis. hng. von. Ostdeutschland. Ein Hand-

und Nachschlagewerk für alle Gebiete Ostwärts von Odenwald

Neuße. Wüzburg 1958.

Beckerl, H. Wirtschaftsgeschichte Deutschlands. München

1951. 1341.

Neumann, Rudolf.: Ostdeutsches Land unter fremder Verwaltung.
Tung. 1. Ostpreußen. 1945-1955. Berlin 1955.

騎士修道会支配と植民

(二)

——カトリック社会秩序の建設——

本節の課題

十四世紀の植民によって原プロイセン人とドイツ人との間にどのような社会関係が生まれ、それは十六世紀にグーツヘルンシャフトの形成に導いた社会的転換期に對してどのような意味をもっていたか、即ち植民によって創られた集落はどの

程度其同体的原理が貫徹して来たか、又
その性格はどのようなものであつたか、
と云う点に以下の叙述はしぼられる。

一ニ三〇年にドイツ騎士修通会がフリード
リツヒニ世のリミニニの黄金勅書^①と教皇の認可^②
と云うヨロツバ中世の界のニツの柱を後楯
にしてバルト海岸に進出したとき、ここは決
して無主の地ではなく、先住プロイセン人が
居た。東独植民はエルベ以東すべての地で原

住スラヴ人の既存の存在形態をドイツ人の社
会秩序のなかにどう組み入れるか、と云う課
題に直面した。この点について従来の研究
は決して十分とはいえず、その時々には研究者
の置かれてゐる政治的状況、特にドイツの対
東欧政策の転換と共にその評価を転々として
きた。トライイクエケの原住民根絶説^③かう、ワ
イマール時代の共存説^④予二次大戦後の主
其同体説など、いづれもその当時のドイツ人
には感覚的に理解出来ず表現ではあろうが私

このことは当時の年代記にありて、プロイセン人との戦い際に王や各ガウを統合した指揮者が出て来なれり。このことから推定される。個々のガウの内部では長老、名望家が西政におけるアーデルのような地位を占めていたらしい。この頃のプロイセン人々には肉する研究も散見するが、ほとんど信ずるに値しなれり。あろろ。ここには彼等の教が植民して来たドイツ人よりもほるかに多かつたことだけ確認しておけば十分である。集落は集村ではなく

遠くは説得的でない。ここでもジードルングスゲシヒテ(集落史研究)からの接近が唯一の客観的な道である。レットランド語族に属するプロイセンの先住民はすでに一〇〇〇年頃にはブルツケ、ブライセンとリウ名で西政にも知られ、ワイクセル、メーメル、バルト海、マスーレン湖河の地に居住して来た。これらが全体で十二のガウに分れて来たことは解つてゐるが、全体を統一するようなる王権の存在は認められず、

ワイラー又はアインツェルホーフであった。
 主たる生計手段は農業であつて、かなりの段
 階に達してゐた。すでにライ麦・大麦・燕麥、
 黍・大豆・豌豆などが知られており、ハイン
 リツヒ・テア・レプアの記述によると騎士修
 道会士は先住民の穀物を換がせた、とある。
 彼等の宗教に關しては信ずるに足る史料はな
 い。確かなことは他の種族同様彼等信仰が世
 俗生活の連続としてとらえられてゐることで
 ある。(死者礼拝)更に自然力の支配者とし

て神々が崇拜されてゐた。プロイセン人の向
 には *Patalu*, *Natunys*, *Perkunas* とする三神が知
 られてゐる。*Patalu* は死の神、*Natunys* は生の神、
Perkunas は自然の主である。この三つは多神教
 は当然アニミズムと結びついており、衆神杜
 古木などが神の居所として崇拜の對象となつ
 た。これらプロイセン人の原始信仰に
 ついては民俗学からの研究があるが、今その内容に
 五入することは出来なから、ただこれから述べる
 プロイセン人の数的優位といふ後代迄の少

くとも十元世紀初頭には確認出来る史料がある^①。続く事実と関連して、これらの原始信仰がキリスト教受容後ものちまでプロイセン人の内に広い地位を占め、その共同生活を支えていたと推定されることだけを確認しておけばよい。

さて本節の課題は騎士修通会の侵入とそれによつて生じた原プロイセン人の社会関係を集落を中心として観察することにあつた。その序にまず私が扱うオステロイデリウク

ライスガプロイセン全体のなかで占めていた位置から明らかにしておかなければならない。プロイセン人の居住度を一つの変数として扱うと、プロイセン全土はおよそ三つの地域に分類出来る。(1)プロイセン集落が多く、ドイツ人の植民が貫徹出来なかつた地域、しかも十九世紀初頭まで古い型の居住耕地様式が維持されてゐる地方。ザムランドやエルムラント。後述するグートシールドング地帯。(ii)ドイツ村落が圧倒的に多く作られた地域、沿岸

には因する限りより適合的であつたことには予四
 節で述べたように明らかであるが、それによ
 って機械的にグーッヘルシヤフトの形成が帰
 結されるわけではなから、グーッヘルシヤフト
 は更にその上に社会的な因果関係の作用によ
 って形成される。例えはグーッヘルシヤフト
 地帯であるエルムラントにグーッヘルシヤフ
 トが形成されたのはもっぱら後者の原
 因が阻止的に作用してゐたからだと考えられ
 る。このような点を考へてもオステロイテが

地方、クルム地方、後述するドルフジードル
 ング地帯、(iii) プロイセン人口はドイツ人に比
 べれば左側の多いが、ドイツ人入植者によ
 ってかなりの植民村落が作られ、十世紀以
 降には村落型態も大幅に變つてゆく地域。後
 述する混合地帯、ハオステロイテ、ランズベ
 ルク、バルテンシエ、タイン、ハイルスベルク、
 十世紀後半のグーッヘルシヤフトの形成に
 あつたのはドルフジードルング地帯よりもグ
 ーッヘルシヤフトの形成の基本構造

調査対象として好都合な地域であることは明らかとならう。

マイツエンは古プロイセン人の定住様式をリタウエン人のそれと比較考察して、アインツェルジードルングと規定し、十三・四世紀の修道会の植民によって集村が成立したと考えた。オステロデーにおける集落を調べてみても、確かに原プロイセン人集落の多くは十五世紀に集落内容が緊密化してゆくという現象はみられるが、それでもドイツ人村（ド

ルフンのニコス三〇ホーフを数える集落とは決定的に異なり、ニクスエホーフ位である。マイツェンにはドイツ人村とプロイセン集落が混同されてゐる。シュタインもザムラント地方に残存せる古プロイセン人の居住様式からプロイセン集落がドイツ植民村の構成とは根本的に相違し、著しく不規則であった。百姓屋敷はしばしば広々の中向の空地によつて分たれ、全く無計画に並立してゐた。従つて多くの場合村は個々の農家敷群に分解し

ていた^⑩と述べている。オステロイデ^⑪における文書 *Urkunden* を集計・分析してみると原プロイセン人を主たる構成員とする集落と、十四世紀にドイツ人入植者によつて作られた村へドルフとがはつきり区別出来るが^⑬前者はハルツェンホルムを包括して見ると、前者であり、勿論各ホーフの保有面積は著しく大まき。後者は明瞭に *Strapendorf, Angerdorf* をなして見ると、集落形態からみればプロイセン人の定住地は、農家敷が租田地形や蹄鉄形をな

して見ると、家主として家畜飼養に従事する住民において容易に認められるように、芝生は極めて広い場所を占め、村の地形に従って大抵円形であった。蹄鉄形に集合して見ると、農家群は内部から芝生(牧場)の帯へ開いて見えた。そして裏側は畑地と接して見えた。だが田野区分のうち農耕に利用される部分は牧畜に利用される部分に比しほんの僅かであった。ドイツ人の村 (*Strapendorf*) は全体としてこの家敷の整理が道路によつて決定されて見えたが、プロイ

たいくフカのアインツェルホーフの粗い結合
 これが修通会侵入以前のプロイセン社会に考
 え得る限りの図であらう。

そこで次にドイツ人入植者、就中騎士修通
 会がこれらプロイセン人のアインツェルジ
 ドルングをどのようにしてその支配下に組み
 込んでいったかが問題になるが、その序には
 あらかじめドイツ騎士修通会の組織に一瞥を
 与えておかなければならぬ。

セン集落は主要な牧畜の要本に従って道路か
 ら離れたところにあった。勿論プロイセン
 人を構成員とし、村の型は *Stapelendorf* であるも
 のも十五世紀以後には出てくるが、十四世紀
 に肉しては上述の説明があてはまる。

すでに述べたようにプロイセン人の向にも
 貴族がいたことは修通会とのクリストブルグ
 の和約条文に明らかである。彼等はブルグに
 住み、隸民・自由民としての農民を支配して
 いたと考えられる。貴族のブルグを中心にし

一ニ三〇年に修道会が辺境防備の厚に地中海からマソヴィエノ公ソラートに呼ぶ寄せられたとき^⑩、会士は僅か三〇名であり、修道会本部でも総長ヘルマン・フォン・ザルツアはまたプロイセンへ王カを投入する決心がっりこいなかつた。しかしフリードリッヒ二世の死と共にハインリッヒ三世の頃から続いたドイツ皇帝による大地中海政策もその望みを絶たれると、機をみりに敵なザルツアは王カをプロイセンに送つて公修道会国家の建設

を急りだ^⑮。彼がここで建設しようとしていた国家はその組織・規模においてすでに当時のヨーロッパ封建社会への人的結合関係による社会の異例な存在であつた^⑩。この国家の行政は修道会の組織によつて運営された。即ち、中央行政は参事会へ各所領「バライ」の代表者から成り、そこから選出された総長によつて行なわれ、その下に中央政府 *Großkanzler*、軍事 *Oberster Marschall*、財政 *Treasor*、その他 *Treysier* 等の官職が附屬してゐた。それらの各官職は

それぞれその下にペラムをもち、業務の分
担が行なわれていた。地方行政は任期のある
コミットメントの所在地の域に任むるによつて
全土約二〇のコミットメントによつて行なわ
れ、彼がその地の警察権やプロセクशन人に付
する裁判権、更に高級裁判権を原則として行
使していった。これらのコミットメントは大体が
修道会々士であり、その合憲に従つて本来清
負、純潔、服従の三原則によつて生活を律し
なければならぬ存在であつた。行政の細部

にわたる詳細な規定は慣習法規定 *Customs and Usages*
にみられるが、そこにはみられるものはすべて
が客観的な規律によつて動くという興味ある
原則であつた。中央政府の所在地マリエンブ
ルグ城の金庫の鍵は総長、大コミットメント、
トレスラーの三者が持ち、それらを合せなけ
れば開かならぬことになつていった。このこ
のようは一見近代的な合理的行政があらゆる
面で行なわれていた。コミットメントは任期満
了と同時に自分が治めていたコミットメント
ライ

の財政その他にフッて報告書を提出しなければ
 ばならぬが、それらが *Parlamentar* として史料集に今
 度も数多く残されてゐる。つゝ文書主義の原則
 このよ様な公合理性は、一見中世的世界にす
 べてが人的結合によつて勤くとされる一にお
 いては全くフレムトな存在であるかのようには
 思へるかもしれぬ。しかしこのよ様な公合
 理性とはカトリックのローマ教会組織におい
 ては極めて早くかう認められてゐるものである
 リ、特に修道院における経営の合理的性格に

ついてはすでに多くの指摘のあり通りである。
 言わば公合理性も中世社会を構成してゐる
 重要なモメントなのである。従つてポロイセ
 ンにおける騎士修道会国家の特異性は、決し
 てその合理的経営そのものにはあるのではなく、
 それが世俗的公国家の行政組織となつた点
 にある。しかもそのよ様な *Fläckenstaat* の
 建設こそシユタウフエン王朝のライヒスポリ
 ティックの一環をなしてゐたのであるから、
 むしろプロイセンの騎士修道会国家はその本

負に於いて極めて中世的なローマ教会のヒエ
 ラルヒイの中から生まれれたものであると同時に
 中世における各国家との存在形態の極限
 をなしてゐる。とりつても過言ではないだろ
 う。だからこの国家がその優れた行政組織を
 駆使して短時日のうちにプロイセンの巨大な
 領土を治め、貿易においても稀にみる富を貯
 蓄したことは決して不思議ではない。プロイ
 センには社会的に強力な既存勢力が存在して
 いたからラントの形成が比較的容易且

つ画一的に達成された。あらがじめその結果
 を述べるなら、ここに修道会が建設した国家
 の財政的基盤は貴族・都市のそれは負的に
 も量的にもかなり異なっていた。全土の上級
 土地所有者として莫大な負担を得たばかりか
 ほとんどあらず中子ハンドフエス子において
 プロイセンに数多い湖での漁獲権や水車専用権、
 森林・交通・貨幣等のレガリアを留保してい
 た。更に十一萬ヘクタールにのぼる道管地と
 琥珀・塩の独占と並んで、ブランドル、イギ

道会のカガ他の東ドイツ諸地帯とは比較にならな
 程強かつたから、その結果作り出された体制もかなり異な
 った。しかしここでも植民は請負人（ロカトル）によつて行
 われ、フレミッヅ地方、サクセン、ヴェストファーレン等
 は本國に於ける法をそのまま移植した。中部ドイツ地帯に
 関する研究はそのことを明らかにして、十四世紀末迄は
 プロイセンの

リスと大々的に交易を営み、全土に産業・通商上の規制を加えていた。このように強力なランド
 デスヘルの支配組織は大所領をもつ貴族の存在を許さず、
 修道会存立の基礎は十四世紀後半ともなれば中・小
 農民層になつてゆく。ラントの開發はまず植民によら
 ねばならぬ。ここに於いて修道会は東独植民の波に乗
 った。従つて修道会の植民方式もエルベ・ザレ以东の
 型と異なるものではなからぬ。ただプロイセンに於いて
 はラントデスヘルとしての修

られる。一フの村の構成員を少なく見積つて
 せ名としても一四〇〇ヶ村では二萬八千人の移
 してゐる。一四〇〇ヶ村では二萬八千人の移
 民者が必要であり、事實はこの四・五倍にな
 ければならぬ。しかし東独植民の波が最高
 頂に達した時期とプロイセンにおける農民移
 住の開始との間には僅かだがずれがあり、し
 かも東独植民の中心はなんといつてもエルベ
 ザーレであつたことを考へると、東プロイセ
 ンにおける大規模な農業移民についての通説

全土に一四〇〇ヶ所の村と都布九八ヶ所が建
 設された、と言われつゝ、しかし、ここに
 おいて私達はプロイセンというラントの位置、
 は、きりりえばドイツ本国からの距離と、プ
 ロイセン内部における先述述べた諸事情とを
 再び考へなければならぬ。まずプロイセン
 がエルベ・ザーレ周辺とは段違ひに遠く東に
 位置してゐたこと、又そのうえプロイセンと
 ドイツ本国との陸地内交通が政治的・自然的
 条件によつて極めて困難であつたことが考へ

は多少考へ通さなければならぬのではな
 だろわか。少なくとも地域によつてドイツ農
 民の移住の濃度には著しい差があつた。みな
 ければならぬ。さきには述べたグロートジード
 ルング地帯、ドルフジードルング地帯、混合
 地帯という区別はこの点を考慮して設定され
 た概念なのである。オステロイテは混合地帯
 に属するが⁽²¹⁾⁽²²⁾ここでは原プロイセン集落とド
 イツ人の植民村落(ドルフ)との以後の成行
 きが比較考察し得るといふ点で、調査対象と

して好都合な領域なのである。

オステロイテに修通会のコムトウ
 はじめに設置され、独立したコムトウ
 となつたのは一三四年であるが、それ以前
 はクリストブルグに属してあり、すでに一三
 二一年に最初のドイツ人所領が確認されてリ
 ン。即ちラントマイスターフリードリッヒ
 フォン・ヴィルデングはペーターフォン
 ヘーゼリヒトにサッセン地方の一四四〇フ

人 グルントヘルは早くからキリスト教に改宗
 移住して来た世俗の騎士であり、プロイセン
 人 グルントヘルはほとんどがクルム地方から
 テニア人四〇となつてゐる。²⁵⁾ そのうちドイツ
 ロイセン人五〇〇、ポランドン一ニ〇、ル
 フーフエ、そのうちドイツ人がニ七〇〇、ブ
 ロイテで確認された全フーフエ数は三五〇〇
 フエ数をあげれば、一三四年以前にオステ
 た、因みにグルントヘルが把握してゐたフ
 ヘルのなかにはドイツ人もプロイセン人も居
 た。因みにグルントヘルが把握してゐたフ
 フエ数をあげれば、一三四年以前にオステ
 ロイテで確認された全フーフエ数は三五〇〇
 フーフエ、そのうちドイツ人がニ七〇〇、ブ
 ロイセン人五〇〇、ポランドン一ニ〇、ル
 テニア人四〇となつてゐる。²⁵⁾ そのうちドイツ
 人 グルントヘルはほとんどがクルム地方から
 移住して来た世俗の騎士であり、プロイセン

苦だからである。ここでいうグロイトは、この
 段階では決して緊密な村と考へてはならぬ。い
 前述のプロイセン人居住地を把握する為のド
 イツ人支配者側へコムトゥール)の面積単位
 の概念なのである。八十フーフエとがエテフ
 ーフエという当時のグロイトは、そのなおに散
 在するプロイセン人のアインツエルホーフ散
 在所を包括するような面積であり、そのグ
 トのレイエン状保持者がそれらのホーフ群の
 グルントヘルなのである。²⁶⁾ これらのグルント

他を保有確認料としてコムトウールに出す他
 には格別な負担はなく、⁽²⁶⁾なかには高級裁判権
 をもつてゐる者すらあつた。その他の場合、
 グート内のプロイセン人に対してはコムトウ
 ールガラントテイニングで高級裁判権を行使し
 ていた。旧プロイセン貴族で改宗してグート
 の保持者へグルントヘルンとなつた僅少の者
 の他に、人格的に自由であつたプロイセン自
 由民がいた。修通令はこの層に対してもしき
 なり強制的手段をとらなかつたので、⁽²⁷⁾隷奴と

したプロイセン上層貴族である。修通令は自
 らの軍事力の不足をグートというレインの
 授封によつて補ひ、同時にそれによつてプロ
 イセン人を把握しようとした。従つて極民の
 初期には修通令の軍事力も財政的基盤も十分
 ではなかつたから、これらの比較的乏しい負担
 の少ない面積が世俗騎士に与えられ、騎士は
 かなり広範な自由を享受することが出来た。
 クルム法の規定によると、これらのグートの
 保持者は軍役の⁽²⁸⁾他、年一定量の小麦・ロウその

されるといふ形で修通会の支配が確立して
 ったのではなからうかと考えられる。
 私が調査したオステラー地域で作成され
 た文書の集計によると、十四世紀に作られ
 た集落一ニエケ所のうちこのようなグ
 ートと考へられるものが三八ヶ所とな
 っている。この比率は十四世紀末にな
 るとかなり変つてくる。グートが一種
 の村に變つてゆく場合が認められるか
 らうである。このことから

なるた更に下層のプロイセン人がしばしば
 イツ人植民村落にゲルトナールとして受
 入れられた。これら自由民は一般に古く
 からの集落にそのまま居住し得た。プロ
 イセン人側からみれば、初期に反抗して
 土地、財産を没収された下層を除けば、
 負担はふたにせよかねてからの集落の
 秩序が強制的に変更させられたといふ
 ことは、ほとんどなかつたのであろう。
 下部においては古いプロイセン集落の
 秩序が温存

も解るようにはグレートという概念は集落形態として完成したものではなく、どのような形にも変り得るものであった。これらのグレートの本来の発展と確立とは十五・六世紀を通じて行なわれ、人口の増加と海外穀物市場の成立がその大きな刺戟となつてゐる。あらがひもその変化を先取りして言えば、十五世紀初頭に始まる集落の緊密化と社会構造の激変の結果、これらのグレートのあるものは貴族の直營地、又は直營地を含む集落となり、あるものは

はプロイセン自由民のケルマール村落になつてゆく。従つてグレートに因しては、向題はむしろ十五・六世紀にもちこたへなければならぬので、予四節で詳しく述べることにする。

オステロートのコムトルはこうしてはじめはグレートの設定によつて世俗騎士の軍事援助を求め、同時に間接的にプロイセン人の支配を行なつたが、プロイセン人の反抗が最

終的に終り、外敵が東のリタウエンだけにな
 ると大所領リグートを背景にした騎士層の上
 昇がコムトウライの行政において邪魔な存
 在となつてくる。これに對してコムトウリ
 は修通会の軍事・財政上の力を背景にして、
 グートの分割・買上げ・再授封によつてこれ
 らの大グートを細分化しようとして各地で試みた。
 こうして原プロイセン人集落を直接に把握し、
 そこから生ずる負担をフリーフェン、ハイフェン毎
 に確保しようとしたのである。^②

向の端的なしるしがコムトウリによる村の
 創設である。すでにオステロデーのコムトウ
 ールはグートの設置と同時に僅かながらも口
 カトールを依頼したり、自らドイツ人植民者
 を呼び寄せて各村を創り、直接的支配下に
 置こうとする努力を続けて来た。そのなか
 プロイセン人が含まれてゐる場合もあるが、
 いずれの場合にも共通してゐる事は、これら
 の村がグートとは違つて西ドイツ的の意味に
 おいてドルフとしての体裁をもつてゐること

てある。こういふラントスヘル村落の激し
 増加は *Knoppe Amterbuch* に反映してゐる。それ
 によると、カムニーアムト・オステロイテへ
 クライヌオステロイテの中心部）には一三九
 七年にたつたニニ九マルク9フリフ²賃租し
 がおつたのには一九九年には四二〇'五
 マルクに増加してゐる。これは強かになりつ
 つあつた大土地所有者に對する修道会の強い
 政策によるものであつた。このよゝな買ひ取
 り *Versteigerung* はコムトカ¹ライ全域にわたつてゐる。

ここでいうドルフとは、法的にはドルフハ
 ンドフエステを持ち、フリフ²の賃租額
 が一定で、村長即ち全体を統制する人格をも
 ち、一般に三圃農法に從つて共同耕作を行な
 つてゐた列形村 *Strapendary, Angerdorf* を指して
 いる。グロトは軍役の他保有確認料として若
 干の現物を修通金へ出してゐただけだが、ド
 ルフからは一般に軍役よりも現物・貨幣賃租
 が期待されてゐたのである。②こゝらの賃租の
 うち現物の穀物はコムトカ¹ル所在地である

オステロにて市に運ばれ、そこからバルト海
 海岸のエルビング港に送られてくる。集落形
 態からみれば、大抵は十ニ三四のホーフを
 もち、各ホーフは互いにかなり接近していた。
 今すべての家敷は同方向に走る二列に結ばれ
 ていた。多くの地帯では、西側の個々の家が
 きちんと向い合っていた。建物にそって通路
 がのびていた。そして一般に狭い前庭が道路
 と百姓家を分けていた。二つの村道の向には
 長い狭い地帯が即ち一五〇米、三〇〇米の幅

の芝生がのびていた。多くの村ではその芝生
 に会堂が建てられており、会堂は大きな野石
 で囲まれた教会の庭で囲まれていた。芝生を
 貫流する小川のなるところでは人厚的に作ら
 れた池が家畜^畜飲料その他の必要をえた可厚に
 使われていた。その他芝生には村の鍛冶屋、
 牧人の家、パン焼場が建てていた。又多くの
 村では居酒屋、飲屋、芝生にあつた。共同の
 馬、牛、豚の群は朝、牧人が共同牧場へ連れ
 てゆく前に芝生に集められた。このようにド

イツの *Angendand* は其の原則に基づく農民の
 経済手法の最も重要な要素に適合していた。↓
 グートと同様、十四世紀のドルフの内的構造
 を知るには建設文書であるドルフハンドフエ
 ステシがなり。これについては別の場所でも論
 じたことがあるので、^③ここでは結論だけ要約
 しておこう。

ドルフハンドフエステは一般に村の建設請
 負人である村長名義で与えられ、村の全面積
 がフリーフエ数で表現されており、村の境界の

叙述も明確である。村長は低級裁判権を行使
 し、通例全村の二割程度の免租フリーフエを持
 つ。農民保有地は各ニフリーフエ位である。と
 ころでオステロイテにおけるドルフハンドフ
 エステに示された村の境界の叙述を詳しく地
 図に当ててみると、それには森林、河川も含
 まれており、当然この境界には共有地も包含
 されてゐるものと考えられる。(例として前
 掲拙稿中にあるメルケン村をみよ。) この事
 実はオステロイテにおいて境界叙述のある集

まりを表現していった。従ってこのハンドフ
 ステが本来の法的な効力を持ち得る限りは
 おいて村の共同体としてのまとまりは存続し
 得たのである。しかし法というものは、特に
 このように一枚の羊皮紙に記されたものだけ
 では何の力も持たず、現実の勢力関係の基盤
 のうえに立てはじめてその効力を發揮し得
 る。だから後に述べるように、十五、六世紀の
 危機の後社会体制の変動が村落のまとまりを
 破壊し、グーシュヘルシャフトが形成される頃

落のほとんどにっいて確認出来るが、ハンド
 フステに共有地を含む村の領域、貢租額、
 裁判権の所在その他にっいてドイツ本国と比
 較して共同体にかなり有利な条件が法として
 与えられていたことは明らかである。そして
 このことはヨーロッパにおける社会経済史学
 界の常識なのである。しかしこの事実だけか
 ら強固な共同体の存在を結論することは出来
 ない。たしかにハンドフステはかなり画一
 的にではあるが村落共同体の村としてのまと

テの内容を実質的に支えたり左と考えられ
 る十四世紀の社会構造になつてしまつが、ハ
 ンドフエステ自体にも問題は残されてゐる。
 例えはハンドフエステの受領者か、保管者で
 ある村長 (Schultheiß = Schuld + heischen) はハンド
 フエステにあげられてゐる唯一の人名であり、
 この他には村落団体の名も農民の名も記され
 てゐない。従つてハンドフエステに記されて
 いる諸条項の実施に当つては村長の役割が極
 めて大きかつたと考へられる。東ドイツ村落

になると古いハンドフエステに固執しようと
 する伝統的な意識に立つ農民と、現実の力肉
 係の優位のうゑに新しい秩序を形成しようと
 するグーツヘルとの間にハンドフエステの解
 散をめぐつて争ひが展開されるようになる。
 従つて十四世紀のグーフトやドルフを扱ふ場合
 には、これらがどの程度共同体的秩序によつ
 て貫かれてゐたか、又はいなかつたかが考察
 のメルクマールにならなければならぬ。こ
 のように考へれば問題はむしろハンドフエス

うことが出来よう。植民時代即ち十四世紀の
 状態が叙上の如くであつたことは大體確かであ
 るが、以後の發展において村長がオポリヒ
 カイトリツヒな性格を失ひ、ゲマインテを
 代表する機関にならなかつたかどうかという
 問題は残る。この点についてはプロイセンの
 内陸小都市における *Schulzenamt* の性格の變遷
 が暗示的である。プロイセンの内陸小都市も
 村と全く同様、植民請負人によつて建設され
 彼が *Schulze* となつた。後には *Stadtschlichter* とい

の村長は村民の選挙によるものではなく、植
 民請負人の子孫が世襲的にその地位につく。
 彼はその村領域の警察権をもち、村裁判を主
 修する公権の代表者としてフーフエかうの負
 担を自己の責任において集め、ラントスヘル
 に納入する義務を負つてゐた。これらから解
 するようには、村長は始源的にはラントスヘルに
 任命され、それに対して責任をもつオポリヒ
 カイトリツヒな性格が強い。このことから村
 長が村を内外に代表する存在であつたと言

には修道会という強固なランデスヘルツァ
 トの軍事・財政的基盤の上には立てはじめて
 その本来の役割を果たし得るものであった。従
 って十五世紀初頭迄のようには、教多^クのシガ
 リア、大通路地、貿易といた^ラ独自の経営に
 よって農村の騎士（貴族）とは質的に異な
 ったヘルツァフトを形成していった修道会の力が
 維持された限りにおいて、村長はランデスヘ
 ルの下に直屬するといいう形で自由である
 た。修道会には自らがまだ財政的に豊かである

名稱に変わりが、最近のガウゼの研究によると
 これもなんらかの仕立てランデスヘルツに任命
 されたりしたらしい。比較的大量の免租フリ
 ーをもつ都市にありてあらこのような状態で
 あつたとすると、村における村長の地位もこ
 れと大差なかつたと見なければならぬ。だ
 う、従って村落の以後の発展においても村長
 が極めて重大な役割を占めていたと言えろ。
 ハンドフエステはランデスヘルツの代理者とし
 てのコムトゥールが出来るものであつて、現実

もとに固着してはじめてその全き実現をみる
 ことが出来る性格のものであって、他の勢力
 に対抗して自らの自由な共同体的結束を主張
 しようするような性格のものではなかつた。しか
 しそうはいつても村民の生活は強い権威の保
 証のもとに平穏なものであつて、決して強権
 の暴威のもとに呻吟してゐたとはいへないだ
 ろう。

あでに融れた十四世紀後半にプロイセン全
 土に展開される初期の軍事奉仕の序の大所領

限り農民層の維持（貢納の確保）に最大の関
 心を寄せ、村長はその仲介的役割を果たして
 た。すでに述べたようにドイツ騎士修通会の
 ような公教権的支配は其の本性からしても
 公独立した純世俗的な軍事貴族の勃興を極力
 阻止し、その結果をわけてしまふれば平和的な
 市民層を後援する性格を持つてゐる。マ
 フス・ウエーバー³⁰。東ドイツのハンズドフエ
 ステに表現された村落の共同体的性格は自由
 はこのような強固なラントスヘルシャフトの

ラントとなり、ラントネスヘルとしてこの修道会
 へ、プロイセンはほとんど純粋なパウエルン
 貴族の抬頭が少なくともしばらくは妨げら
 言え、これによつて中尚勢力としてこの騎士
 ことになつた。すでにのべたこととの関連で
 東ドイツ諸領邦のなかで特殊な様相を呈する
 道会のみであり、これによつてプロイセンは
 でのこのような強力な措置を遂行し得たのは修
 テンが述べているように東ドイツ諸侯のうち
 1176年オルトシヤフトが作られた。②
 カース

(ヘグート)の買上げと分割再授封という一連
 の政策は、1176年のべた公教権的支配の特質
 を如実に示している例であつて、オーストリア
 ではおいても数多くのグートがこの時期に分
 割・買上げられ、村になつたものもかなりあ
 った。十四世紀初頭には作られた一四四〇年
 フエ、四〇〇年フエ、二〇〇年フエとい
 った大所領は同世紀末には姿を消し、そのあ
 とに(一四四〇年下十三のオルトシヤフト)と
 (一四〇〇年下六の所)(二〇〇〇年下四の所)と

の強力な支配が貫徹した。言いかえれば、それだけ集落のハンドフエステの諸条項が強く効力を発し、それだけ集落が自由を享受する、ということになる。ハイネペンのいうように、⁷⁹ シュテントの特権のなり唯一のラント⁸⁰が出現したのである。

私は以上十四世紀の植民によつて修道会の下で現実に作り出されたプロイセンの社会構

造を略述してきた。ところでこのような騎士修道会国家のもとに作り出された社会を上から下まで貫ぬいていた原理は一体どのようなものであつたであらうか。言いかえれば、私はここで十世紀という大転換期に對して十四世紀という時代はプロイセンではどのような意味をもつていたのかを考へたいのである。この問題を考へる厚には、まず修道会士の生活のすべてを規定していた修道会の会憲に一瞥を加ふなければならぬ。ドイツ騎士修道

会の会憲には四種の異なつたテキスト（ラテ
 ン語一、中部ドイツ語ニ、中欧ドイツ語一）
 があり、それと並んでフランス語のフラグメ
 ントが残されてゐる。しかしハンドシユリフ
 トははるかに多く、三一通ある。私はペルル
 バツハの編集になるラテン語と中部ドイツ語
 のテキストを使用した。

ドイツ騎士修道会会憲の手書本は四つの主
 要部分に分かれてゐる。(i)プロログ（ウイ
 ン版には欠如）これは修道会の成立事情を旧

約にまでさかのぼつて叙述したもので、(ii)レ
 ゲル・修道会の共同生活の基礎になるものの
 すべてを述べ、修道僧の三原則・純潔・清貧、
 服従・病者の看護その他共同生活において守
 るべき事柄を含む。(iii)ゲゼツエ・レィゲル
 の個々の部分を詳細に規定したもので、(iv)ゲ
 ーインハイテン・修道会の組織・階層序列・
 戦時・平時において個々のメンバーの機能を
 規定したもので、本来この会憲の成立にはベ
 ーテイクト修道院系列の戒律が大きな役割を

果してゐるのだ。この時代の他の修道院戒律と内容的には大きな違いはない。彼等の生活を規定してゐたのは、純潔・清貧・服従の三原則と神と他者への奉仕を目的とする戒律であつて、その内容は極めて細部にまでわたつてゐる。レীগールの三八ヶ条は三原則から始め、着衣・食事・行動の一切にわたつて規定してあり、それを守ることが即ち神と共にあることなのであつた。厳密に言へばここには恣意の作用する余地がなかつた。このこと

は言ひかえれば、彼等の生活が孤独ではなかつたことを意味してゐる。サクラメントと他者への奉仕にありて神と通結してゐた *Coetus unmitelbarkeit* 彼等は一つの雄大な秩序のなかにありて一種の自由を享受してゐたともいふよう、ところで騎士修道会と他の修道院との根本的な違いは、これらの修道会士が世俗の生活と通結し、世俗生活を支配してゐるといふ点にある。その源は十字軍に発するものであつた。プロクセンの騎士修道会國家に

大差なものであるにしても、それが地区行政官としてのこのコミュニティの日常を規定したとなると世俗生活への影響は極めて大きいと見なければならぬ。すでに述べた修道会支配の公合理的性格は、はたさくラメントや戒律を通して神と直結する、というこの秩序から当然生ずべきものであった。

源は異なるにしても当時の村落の農民層も一つの秩序のなかには生きていた。このよ

いだろう。まず口カトリックによつて集团的

おりては、いまのべた修道会の会憲がそのまま国家の官吏の法となった。具体的に言えば、本来は修道会自体の運営の厚の規則である慣習規定 *Constitutiones* がプロイセンとりうラント支配の法となった、という点に根本的に違つているのである。ここにおいて今のべた修道会士の生活を規定する秩序が世俗人にまで押し広げられることになった。総長選挙に因する第1条から会士の罰則に因する五六条はその自体から言えば他の修道院の慣習規定と

移住して来たドイツ農民に因りて言えは、彼
 等はその本国から法慣習をもたらした。その
 基礎は三圃農法による耕作秩序と教会を中心
 とする日常生活にあるが、プロイセンではそ
 れらの内容が大まかにあつてはあつたがハン
 ドフエステという形でランデスヘルシヤフ
 トによつて確認されていった。西ドイツの
 本国におけるような長い伝統をもつ村落
 共同体ほど独立した強さをもちたものでは
 ない。ここに村落構成員が安住出来る一
 つの秩序が出来

つつあつたことは認めなければならぬ。十
 八世紀後半にこの村落の秩序が破壊されると、
 農民はこぞつて十四世紀の久良法時代の
 の再現の厚に立ち上ろうとし、グイツヘル
 の共有地をめぐる争いにおいて、十四世紀の
 ハンドフエステの記載事項が引合りに出され
 ることとなる。もとよりこのような場合は
 古い時代が過度に美化されていゝるという
 疑はあろうが、社会体制・騎士修道会支配
 の理念からみて、十四世紀における安定し
 た秩序の

確立は疑いのない事実である。十五世紀初頭の対ポロランド戦に際して各集落が被った被害台帳が作られてゐるが、それによるところほとんどすべての集落に教会が建立されてゐたことが解る。教会と法（ハンドフエステ）を中心として集落の生活が営まれてゐたことが解るだろう。ここにはハインペルの言う日常生活の小秩序 *Kleinordnung des Lebens*、*Kleinleben des Alltags* があつた。彼等は教会と修道会を通じて神と連絡し、ハンドフエステとユムト

ウィルを通してランデスヘルと連絡してゐたのであつた。
ドイツ人植民者のように西歐的な意味での村落共同体を構成しなかつたプロイエセン農民の場合、事情は稍異なるだろう。ここにはミ圃農法も導入されず、それに由来する集落の特権も明文文化されてゐなかつた。グートの評可状はレイエン状であつた。ドルフハンドフエステの場合のよ様な具体的な記述はない。しかしプロイエセン人のホーフにおいても旧来の

する秩序のなかにはその生活の場を主張するこ
 とが出来た。
 近代の意味での自由はなかつたが、中
 世の人間は孤独ではなく、孤立してはいなか
 った。生まれたときからすでに明確な固定し
 た地位をもち、人間は全体の構造のなかには根
 をおろしていった。こうして人生の意味は疑う
 余地のない、又疑う必要もないものであった。
 人間はその社会的役割と一致していった。かれ
 は百姓であり、取人であり、騎士であつた。

グートの構成が維持された限りにおいて、旧
 来の集落秩序の存続を認めなければならぬ。
 だろう。これらのグートは十五・六世紀の経
 過のうちには大きく形を変え、ヘルシヤフトリ
 ッヒな直營地になつてしまふものとして、大まか
 なドルフに似た組織をもつものに分れてゆく
 が、後者の場合は十五世紀末においても古い
 プロイセン集落の秩序が維持されていったらし
 い。修道会はプロイセン人を人種的に差別は
 しなかつたから、彼等もラントスヘルに直屬

会的地位の限界を破らないう限り、自由は独創
 的な仕事をすること、感情的に自由な生活
 をすること、許されてきた。いろいろな生活
 様式をあれこれと自由に選ぶという近代的な
 意味での個人主義（しかしこの選択の自由は
 非常に抽象的なものであるが）は存在しな
 ったが、実際生活における具体的な個人主義
 は大いに存在していた。多くの苦惱や煩悶は
 あつたが、一方に教会があつてその苦惱はア
 ダムの罪の結果であり、各人の罪の結果であ

依然そのような職業をもつことになつた個人
 とは考へられなかつた。社会的秩序は自然的
 秩序と考へられ、社会的秩序のなかでは、ま
 りした役割を果せば、安定感と帰属感があた
 えられた。そこには競争はほとんどみられな
 かつた。心とは生まれながら一定の経済的地
 位におかれ、それによつて伝統的に定められ
 た生活程度は保証されたが、同時に、より高
 しい上層階級の人間に対する経済的義務は果し
 なければならなかつた。しかしこのような社

の生活の場所であり、一生のあいだのすべて
 の行厚は明らかなる因果関係の糸に結ばれてい
 た。もちろん社会はこのように構造的であり、
 人間に安定感を与えていたが、しかも社会は
 個人を束縛していった。しかしその束縛は、の
 ちの世紀における権威主義や圧迫がおこな
 ったものとはちがっていき。中世社会は個人が
 らその自由を剝奪しなかつた。というのには
 個人ははまだ存在しなかつたからである。人
 間はまだまだ一次的な絆によつて世界に結ばれ

ると教へ、この苦悩をやわらげていた。教会
 は罪の意識を助長したが、同時に神の絶対的
 な平等愛を保証し、神に許され、愛せられてい
 るという確信をうけるための道も与えていた。
 神に対する関係は疑いや恐れはあつた。百姓や町の市
 民が自分の住む小さな地域から外に出ること
 が稀であつた。宇宙もまた限られてお
 り、簡単に理解出来るものであつた。地球と
 人間が宇宙の中心であり、天国と地獄は未来

っていた。かれはまだ自己を個人として認めず、
 ただ社会的役割（それは当時において自然
 的役割でもあった）という点でのみ、自分の
 存在を意識していった。また他人も「個人」と
 は考えなかった。町へやつて来た百姓は異国
 人があり、同じ町なかで工元、階級のちが
 う人間はたがいに異国人と考え去っていた。自分
 自身や他人や世界について、それを分離した
 存在として考へるよう意識はまだ十分に完
 達していなかった。⁽²⁾

- (1) Hubatsch, Walter: Quellen zur Geschichte des Deutschen Ordens. Göttingen 1955, 55 & 6-51.
- (2) Habatsch: a. a. O., 55, 72-75, 100-109
- (3) Treutshke, Heinrich von: Das Ordensland Preußen. 1. Aufl. 1862. Göttingen 1958. 55, 19-29.
- (4) Cappon, Erich: Hermann von Salza und die Gründung des Deutschordensstaats in Preußen. Tübingen 1929. 5, 35
- (5) Hubatsch, Walter: Deutscher Orden und Preußen. in: Eckepfeiler Europas. Heideberg 1953. 5, 66.
- (6) 116 112 111 112 110 Schumacher, Bruno: Gesch.

alte Ost- und Westpreussens. Wüzburg 1955. 頁 12.
Tumler, Maxim.: Der Deutsche Orden im Norden, Wachsen
und Wirken. Wien 1955. S. 215. 註 301

(6) Clempke. Vor 3871 ff. に 2 3 2 x 1 x 12 の サ
コ ラ ン ト ヲ 12 頁 1 2 2 の よ う な 叙 述 が 見 出 せ

る。 " Die Weischen die sie hatten, / zamm die traten
/ Und den andern zu Hand / Die älteste von ihnen
fand / Einen Rat an allen / Der Rat ihnen wohlgefallen
/ Damit sie traten wieder / Die Besten ragen nieder.
Tumler. a. a. O., S. 215. Anm. 10.

(8) プロイセン人とドイツ人の間に起った
争いの際のプロイセン人の言葉 (一五一

三年) So muss Jeder denft nicht gar jere zu-
den, maer jere maer Synt anher dan der auslenger
Hantmann, Ernst. inq. im. Der Kreis Osterode. Daten
zur Geschichte seines Ostkreises. Wüzburg 1958. Nr.
22. S. 70.

(9) Meitzen, August.: Siedlung und Agrarwesen. Bd I.
S. 53.

(10) Aulin, Gustav.: Zur Geschichte des gutberolichen-

bäuerlichen Verhältnisse in Ostpreußen. 1911. この書物は入手出来なかつた厚。そのほとんど忠実な訳と言われた。宇尾野又・獨逸農政史序論によつた。

(11) Mortensen, Hans-und Gertrud! Über die Entstehung des ostdeutschen Großgrundbesitzes. Nachrichten der Akademie der Wissenschaften. phil.-Hist. Klasse. Jg. 1955.

N° 2.

(12) 宇尾野前掲書十九頁

(13) 以下の叙述にありて、オステロイテに肉

す子記述はすべてハルトマンの編集による史料集を使った。従つて特に必要となる限り脚註はつけない。

(14) Hatatach. Quellen. SS. 50 ~ 55.

(15) Hubatsch, Walter. Der Deutsche Orden und die Reichslehenschaft über Lysem. Nachrichten der Akademie der Wissenschaften in Böttingen. phil.-Hist. Klasse Jg. 1955. N° 8.

(16) 修通 国家の財政組織に肉して Klein,

Albert. Die zentrale Finanzverwaltung in Deutsch-

- ordnungsrechte Preußen (Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen Bd. XXIII H. 2, Leipzig 1906) S. 18-18
- (11) Hempel, Hermann: Das Wesen des deutschen Spätantikalitets (im: Der Mensch in seiner Gegenwart, Göttingen 1958, S. 116^e)
- (12) Kirch, G.: Das Nihilengal des Deutschen Oelens. Z. S. R. G. 88. 1928. S. 183.
- (13) Spennerberg, H.: Territorialität und Staatsverfassung. 1932. S. 67
- (14) Guirio, Heing.: Herrschaft und Gemeinde nach mittelalterlichen

- stischen Quellen. (Göttinger Banden zur Veranschaulichung Bd. II) Göttingen 1955.
- (15) Krollmann, Christian: Zur Bevölkerungsgeschichte und Nationalitätenmischung in den Kontinenten Christung, Oberteile und Elting. in: Zeitschrift für westpreussische Geschichtswissenschaften H. 9. 1923.
- (16) Engelhardt, Erwin: Die Agrarverfassung des Emslandes und ihre historische Entwicklung. (Staats- und Sozialwissenschaftliche Forschungen H. 169) Leipzig 1913.
- (17) Hartmann, G. O., N. 55. S. 193.

(24) Engelhardt a. a. D. S. 29.

(25) Kuhlmann. a. a. D., S. 25.

(26) Statimus siquidem. . . . et quicumque xl mancos vel am-
plius a domo nostra emerit, is cum plenis armis et
dexteriori opore et armis talibus competentis et alii dua-
bus ad minus equitatus.

Item statimus, ut quilibet homo hereditatem
a domo nostra habens fratribus nostris robustis exinde
unum quicquid Coloniensem vel pro eo, quicquid Culmen-
ses et pendus duarum marcarum cerei in recognitionem

domini et recte in ripum, quod eadem terra sua
habet a domo nostra et nostri debeat immunitatis iute-
re.

Item statimus autem, ut de terris predictarum civi-
um de quolibet aratro Theutonici cuius modius Tri-
vis et unno viligini in mensura Magislarum, que
vulgari nomine 'adephal' dicitur, cui mensura Culmen-
ses est adequata, et de palonici aratis, quod 'habe'
dicitur unno modius tritici, in eadem mensura annu-
atam dyocesis episcopo pro decimo persolvatur.

(27) このグリートの十五・六世紀における転換を指摘し、又グリートという概念とトルコとを並列させたのがガウゼの近著である。

Graue, Fritz: Geschichte des Landes und der Stadt Soltau. Neuburg 1958. S.13.

(28) Carsten, F. L.: The Origins of Feudalism. Oxford 1955. P.59.

(29) Preiswörter Urkundenbuch. (P. U. B.) Bd. II. 1. Hef. 2. Hef. Bd. IV 所載のハンズ・ステルを参照

(30) Max Weber. Grundriss der Sozialökonomie. WISB-

schaft und Gesellschaft. 邦訳 (2) (527)

(31) ハンドフエステに因する一考察——十四世紀東ドイツ農村の法。一橋論叢予四八巻予四三

(32) Krollmann. a. a. O., S. 20. 他 12 Marwalle. Egenan. Märlen. a. a. O., Thierowitz, Röcklen, Thyrau, Keip. Hartmann. a. a. O., Wächter, H. H. Ost-

preussische Domänenverweise im 16. und 17. Jahrhundert. T. Beilage zum Jahrbuch der Altertumswissenschaft Königsberg

i. Pa. Wänging 1958. S. 3. 6.

(34) Heimpel, Hermann. : Deutschland im spätem Mittelalter.

S. 103.

(35) Perlbach, Max. : Die Statuten des Deutschen Ordens Halle

1890.

(36) 一五二五年・パウイセンの農民一揆。一

橋論叢書の七巻予三号。

(37) Finch, Francis. Escape from Freedom. New York 1941.

邦訳五三頁。